

インターネットの利用に関する校内規程

(趣旨)

第1条 このインターネットの利用に関する校内規程（以下「利用規程」という。）は、八幡浜市教育委員会の定めた「小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱（以下「委員会要綱」という。）」に基づき、八幡浜市立神山小学校（以下「本校」という。）におけるインターネットの利用に関し必要な利用規程を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 本校においてインターネットを利用するに当たっては、児童・教職員および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力や生きる力の育成を図り、社会の変化に対応した教育の推進、開かれた特色ある学校づくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。この他に新たな事項が発生した場合は、教育委員会と協議するものとする。

(1) 情報の発信及び受信

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（かがやきタイム）等での学習事項のまとめ等を、本校のホームページで発信するとともに、意見等を幅広く受信する。

(2) 情報検索および収集

学習に関連する情報を検索・収集したり、関連の質問を送り回答を得たりする。

(3) 教材作成

著作権等の知的所有権に反しないことを前提として、ホームページ、電子メール等を使用して授業で活用できる画像や文書データを教材づくりに活用する。

(4) 国内および国際交流

ホームページ、電子メールを使用して、国内の学校や海外の学校等との通信を行う。

(掲載情報の内容)

第4条 教職員及び児童は、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識して記事を作成・掲載することとし、すべての掲載情報について、校長の承認を得た上で発信しなければならない。

特に、次のような内容が掲載されることは認められない。

(1) 法令及び公序良俗に反する内容

(2) 営利を目的とする内容

(3) 第三者の知的所有権、肖像権、その他の権利を侵害する内容

(4) 個人、団体を誹謗中傷したり差別につながる表記や内容

(5) その他、学校から不特定多数に対して発信する情報として不適切な内容

(リンク)

第5条 本校のホームページから他のサイトへのリンクは、教育的効果を十分配慮して、設定するものとする。また、他のサイトからのリンクに関しては、著作権を明確にし、校長の同意の上認めるものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

第6条 個人情報の発信とその範囲は、委員会要綱第6条の規定に準ずるものとする。

(1) インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、校長が教育上必要と認めるとともに、本人及び保護者等関係者の同意の上で、教師の指導の下に行うものとする。

(2) 児童氏名については、原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。

(3) 児童の意見、主張等については、教育上の効果が認められる場合において、校長が発信することが望ましいと判断する場合に限り掲載できる。

(4) 児童の写真・図版等を使う場合は、個人が特定できないようにし、その内容について個人の利益、プライバシー、人権等が損なわれないようにする。

- (5) 個人情報とは原則として発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手
が特定され、かつ、校長が教育上必要と認める場合は、個人情報を発信するこ
とができるものとする。ただし、この場合においても、住所、電話番号、生年
月日は発信しないものとする。

(発信情報のチェック機能の充実)

第7条 ホームページ等、情報公開する際のデータは校長の監督の下、全教職員がチェッ
クするものとする。

(教師による指導の徹底)

第8条 インターネットを利用する場合には、第1条から第4条までの規定を遵守し、イ
ンターネットにおける基本的モラルに留意し、児童の情報モラルの涵養を図るもの
とする。

(掲載情報の知的所有権・肖像権の保護)

第9条 ホームページに掲載する情報は、著作権等の知的所有権・肖像権等に十分配慮し
なければならない。掲載情報が、作成者以外に知的所有権を有する場合、事前に情
報の作成者及び関連する第三者の同意を得るとともに、掲載方法等については、権
限を有する者の指示に従う。

(掲載情報に対する指摘への対応)

第10条 児童の掲載情報については、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を
受けた場合には、速やかに、校長及び関係教職員で協議した後、適切な措置を講じ
る。第三者の著作に関わる情報について、当該著作者から要請があった場合も同様
とする。

(セキュリティ)

第11条 インターネットを利用するに当たっては、個人情報およびデータ等の保護に努め
るものとし、セキュリティについて以下の事を徹底する。

- (1) インターネットの特性に鑑み、有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。
- (2) 個人情報を含むデータは、フロッピーディスク等のリムーバブルな媒体に保
存して管理する。又内部記憶装置には保存しないこととし、外部のネットワー
クから閲覧できないようにする。
- (3) コンピュータウイルスの被害を予防するため、ウイルス検査を定期的を実施
し、その発見・駆除・予防に努める。
- (4) コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたとき
は、直ちに利用を中止し、教育委員会に報告する。
 - 保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃
棄または消去すること。
 - ウィルスの侵入を遮断する対策ソフトを導入し、常に最新の定義ファイルを
使用すること。また、有効性を常に確認すること。

(インターネット利用基準の見直し)

第12条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この利用基準に示した事項
の見直しの必要が生じたときは、校長の監督の下、校内において十分な検討を経て、
利用基準の見直しを行うものとする。

(ホームページ上での利用規程の明記)

第13条 本利用規程を学校のホームページ上で必ず明記する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。